

直接通報に関する事務処理要領

第1 趣旨

この要領は、直接通報により消防機関に火災情報を通報する場合の承認の条件、手続その他必要な事項を定めるものとする。

第2 用語の定義

この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 直接通報 防火対象物（以下「対象物」という。）に設置された自動火災報知設備（以下「自火報」という。）の火災情報を関係者等の手を経ないで、火災通報装置（以下「通報装置」という。）により自動的に直接消防機関に通報することをいう。
- (2) 関係者等 対象物の管理権原者その他当該対象物に直接的に関係のある者をいう。
- (3) 承認 直接通報を行おうとする対象物の管理権原者が事前にその旨の申請を行った場合に消防機関がその内容を審査し、当該申請の内容を認めることをいう。

第3 直接通報を承認する対象物の範囲

直接通報を承認する対象物は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 消防法施行令（昭和36年政令第37号。以下「令」という。）別表第1(17)項に掲げる対象物であること。
- (2) 消防法（昭和23年法律第186号。以下「法」という。）第17条の規定により自火報が設置及び維持されている対象物であること。
- (3) 対象物の全体にわたって、直接通報の承認申請がなされる対象物であること。

第4 直接通報の承認申請

- 1 消防署長（以下「署長」という。）は、管轄区域内の対象物の管理権原者から直接通報を行おうとする旨の申し出があった場合は、当該管理権原者に対して、第5に規定する承認条件の内容を十分に指導したうえ、直接通報承認申請書（別記第1号様式。以下「申請書」という。）及び必要な書類を各2通提出させるものとする。
- 2 署長は、申請書に次に掲げる書類を添付させるものとする。
 - (1) 直接通報承認条件に係る対応表（第2号様式）
 - (2) 同意書（第3号様式）

- 3 署長は、申請書の提出があったときは、当該申請に不備が認められる場合を除き、收受印（京都中部広域消防組合火災予防規程（平成13年京都中部広域消防組合訓令第2号）第9号様式）を押印し、直接通報承認申請処理簿（第4号様式。以下「申請処理簿」という。）に必要な事項を記入するとともに、当該処理の経過についても申請処理簿に記録しておくものとする。

第5 直接通報の承認条件

- 1 直接通報に使用する自火報は、次の事項に適合していること。
- (1) 令第21条第2項に規定する技術上の基準に適合していること。
 - (2) 自火報は、次のいずれかの機器の設置による非火災報防止対策が講じられていること。
 - ア 蓄積型受信機
 - イ 蓄積型中継器
 - ウ 蓄積付加装置
 - エ 蓄積型感知器
 - (3) 法第17条の3の3の規定により定期的に点検及び報告が行われ、適正に維持管理されていること。
- 2 直接通報に用いる通報装置は、定期的に点検及び報告が行われ、適正に維持管理されていること。
- 3 対象物に設置されている熱感知器及び煙感知器若しくは炎感知器の2種類の火災信号により消防機関に通報するよう設定ができること。
- 4 対象物に対して、京都中部広域消防組合違反処理規程（平成16年京都中部広域消防組合訓令第2号）第2条に規定する違反処理が行われていないこと。
- 5 対象物は、防火管理が適正に行われていること。
- 6 対象物が無人の状態にある場合は、次の事項に適合していること。
- (1) 消防隊が現場到着後、消防隊への情報提供その他必要な対応ができる体制が講じられていること。
 - (2) 消防隊が現場到着後、対象物内の状況確認のため、進入に必要な破壊があることを管理権原者が事前に同意していること。

第6 承認又は不承認

- 1 署長は、申請書の申請内容を審査し、第5に規定する承認条件に適合していると認めるときは、直接通報承認通知書（第5号様式）により申請者にその旨を通知し、当該承認条件に適合していないと認めるときは、直接通報不承認・承認取消通知書（第6号様式）により申請者にその旨を通知するものとする。

- 2 署長は、直接通報に係る承認を受けた申請者に対し、直接通報に係る工事を行う者に法第17条の14の規定により消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）第33条の18に規定する工事整備対象設備等着工届出書（以下「着工届出書」という。）を提出させるよう指導するものとする。この場合において、着工届出書が提出され、当該工事に係る検査が完了したときは、指令課長に対して、当該対象物から直接通報がある旨を文書により連絡するものとする。

第7 承認内容の変更

署長は、直接通報を承認した対象物において、次の各号のいずれかに該当する事項について、変更が生じた場合は、当該対象物の管理権原者から直接通報承認内容変更届出書（第7号様式）を提出させるものとする。

- (1) 対象物の名称
- (2) 対象物の所在地
- (3) 対象物の管理権原者の氏名
- (4) 対象物における自火報又は通報装置の改修、移設等並びに移報先の変更
- (5) その他署長が特に必要であると認める事項

第8 承認の取消し

- 1 署長は、直接通報を承認した対象物が次の各号のいずれかに該当し、承認を取り消すことが適当であると認めたときは、当該承認を取り消すことができる。
 - (1) 第5に規定する承認条件に適合しないことが明らかになったとき。
 - (2) 直接通報がなされた場合において、第5に規定する承認条件どおりの措置が講じられなかったとき。
 - (3) 非火災報により直接通報がなされた場合において、当該非火災報の原因究明及び必要な是正措置が講じられなかったとき。
 - (4) 重大な過失による火災が発生したとき。
- 2 署長は、承認を取り消したときは、直接通報不承認・承認取消通知書により当該対象物の管理権原者にその旨を通知するものとする。
- 3 署長は、直接通報を承認した対象物の管理権原者から次の各号のいずれかに該当する旨の届け出を受けたときは、承認を取り消すものとする。この場合において、前項に規定する通知は、要しないものとする。
 - (1) 対象物の使用を中止したとき。
 - (2) 直接通報を停止したとき。

附 則（令和3年1月7日付け2消第409号）

この要領は、令和3年1月7日から施行する。

別記第1号様式（第4関係）

直接通報承認申請書

(あて先) 京都中部広域消防組合 消 防 署 長	年 月 日
申請者の住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）	申請者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者名） 電話

次の防火対象物において、防火管理、自動火災報知設備、火災通報装置の維持管理等を適正に行うことを条件として、直接通報に関する事務処理要領に定める直接通報に係る承認を受けたいので、申請します。

防火対象物	所在地	
	名称	電話
	管理権原者 職・氏名	
	防火管理者 職・氏名	
特 記 事 項		
※ 受 付 欄		※ 経 過 欄

備考 ※印の欄は、記入しないでください。

第2号様式（第4関係）

直接通報承認条件に係る対応表

自動火災報知設備	法令根拠	<input type="checkbox"/> 消防法令の規定により設置		・	<input type="checkbox"/> 任意設置												
	受信機	型 級 / 回線															
		蓄積区分	<input type="checkbox"/> 蓄積型		・	<input type="checkbox"/> 非蓄積型											
		製造会社															
		型式番号															
		設置場所															
	副受信機	型 級 / 回線															
	中継器	蓄積区分	<input type="checkbox"/> 蓄積型		・	<input type="checkbox"/> 非蓄積型											
		製造会社															
		型式番号															
蓄積付加装置	製造会社																
	鑑定番号																
感知器	<input type="checkbox"/> 蓄積型（公称蓄積時間 秒）		・	<input type="checkbox"/> 非蓄積型													
移報接続方法																	
無人の状態にある場合の付加条件	<input type="checkbox"/> 消防隊が現場到着後、消防隊への情報提供その他必要な対応ができる体制の確保 <内容> <input type="checkbox"/> 防火対象物への進入に必要な破壊の同意 （第3号様式の同意書を添付）																
その他	消防隊が現場到着後、速やかに自動火災報知設備の受信機に到達できるよう次のいずれかの措置を講じている場合は、記入してください。 <input type="checkbox"/> 自動火災報知設備の作動に連動して、必要な出入口を開錠できる装置の設置 <内容> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">製造会社</td> <td style="width: 30%;"></td> <td style="width: 30%;">型式番号</td> <td style="width: 10%;"></td> </tr> <tr> <td>表示方法</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>設置場所</td> <td colspan="3"></td> </tr> </table> <input type="checkbox"/> 消防隊の現場到着よりも関係者等が早く到着し、必要な出入口を開錠できる体制の確保 <内容> <input type="checkbox"/> その他の措置 <内容>					製造会社		型式番号		表示方法				設置場所			
製造会社		型式番号															
表示方法																	
設置場所																	

備考 該当する□には、レ印を記入してください。

第3号様式（第4関係）

同意書

(あて先) 京都中部広域消防組合 消防署長	年 月 日
同意者の住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）	申請者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者名） 電話

次の防火対象物から、消防機関へ直接通報が行われたことにより消防隊が現場到着した際に当該防火対象物が無人の状態にある場合において、消防隊が必要と認めるときは、進入に必要な破壊がなされることに同意します。

防火対象物	所在地	
	名称	電話
	自動火災報知設備等の設置場所までの経路図	
※ 受付欄		※ 経過欄

備考 ※印の欄は、記入しないでください。

第4号様式（第4関係）

直接通報承認申請処理簿

受付番号	申請者	住所			
第号		氏名			
年月日受付	防火対象物	所在地			
年月日返付		名称			
承認年月日及び番号	年 月 日・第 号	決定区分	<input type="checkbox"/> 承認・ <input type="checkbox"/> 不承認		
変更年月日及び番号	年 月 日・第 号	変更内容			
取消年月日及び番号	年 月 日・第 号	取消理由			
受付番号	申請者	住所			
第号		氏名			
年月日受付	防火対象物	所在地			
年月日返付		名称			
通知年月日及び番号	年 月 日・第 号	決定区分	<input type="checkbox"/> 承認・ <input type="checkbox"/> 不承認		
変更年月日及び番号	年 月 日・第 号	変更内容			
取消年月日及び番号	年 月 日・第 号	取消理由			
受付番号	申請者	住所			
第号		氏名			
年月日受付	防火対象物	所在地			
年月日返付		名称			
通知年月日及び番号	年 月 日・第 号	決定区分	<input type="checkbox"/> 承認・ <input type="checkbox"/> 不承認		
変更年月日及び番号	年 月 日・第 号	変更内容			
取消年月日及び番号	年 月 日・第 号	取消理由			
受付番号	申請者	住所			
第号		氏名			
年月日受付	防火対象物	所在地			
年月日返付		名称			
通知年月日及び番号	年 月 日・第 号	決定区分	<input type="checkbox"/> 承認・ <input type="checkbox"/> 不承認		
変更年月日及び番号	年 月 日・第 号	変更内容			
取消年月日及び番号	年 月 日・第 号	取消理由			

備考

- 1 該当する□には、レ印を記入すること。
- 2 同意書（第3号様式）は、直接通報承認申請書と同じ日付及び番号で受け付けること。

第5号様式（第6関係）

直接通報承認通知書

第 年 月 日 号		
様		
京都中部広域消防組合 消防署長 印		
年 月 日付けで申請のあった直接通報については、承認することとしましたので、次のとおり通知します。 なお、承認後において、備考1のいずれかに該当し、承認を取り消すことが適当であると認めるときは、当該承認を取り消すことがあります。		
防火対象物	所在地	
	名称	
	管理権原者 職・氏名	

備考

- 1 次に掲げる要件のいずれかに該当する場合は、承認を取り消すことがあります。
 - (1) 承認条件に適合しないことが明らかになったとき。
 - (2) 直接通報がなされた場合において、承認条件どおりの措置が講じられなかったとき。
 - (3) 非火災報により直接通報がなされた場合において、非火災報の原因究明及び必要な是正措置が講じられなかったとき。
 - (4) 重大な過失による火災が発生したとき。
- 2 次に掲げる要件のいずれかに該当する場合は、直接通報承認内容変更届出書を提出してください。
 - (1) 防火対象物の名称
 - (2) 防火対象物の所在地
 - (3) 防火対象物の管理権原者の氏名
 - (4) 防火対象物における自動火災報知設備又は火災通報装置の改修、移設等並びに移報先の変更
- 3 次に掲げる要件のいずれかに該当する場合は、消防署長に届け出てください。
 - (1) 防火対象物の使用を中止したとき。
 - (2) 直接通報を停止したとき。

第6号様式（第6、第8関係）

直接通報不承認・承認取消通知書

第 年 月 日 号	
様	
京都中部広域消防組合 消防署長 印	
消防機関への直接通報に係る <input type="checkbox"/> 承認申請については、承認しないこととしま <input type="checkbox"/> 承認については、取り消すこととしまし したので、 次のとおり通知します。 たので、	
防火対象物	所在地
	名称
	管理権原者 職・氏名
<input type="checkbox"/> 承認しない <input type="checkbox"/> 取り消す	理由

備考 該当する□には、レ印を記入してあります。

第7号様式（第7関係）

直接通報承認内容変更届出書

(あて先) 京都中部広域消防組合 消 防 署 長	年 月 日
届出者の住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）	届出者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者名） 電話

直接通報の承認を受けた防火対象物において、変更が生じたので、次のとおり届け出ます。		
承認を受けた 防火対象物	所在地	
	名 称	電話
変 更 内 容		
特 記 事 項		
※ 受 付 欄		※ 経 過 欄

備考 ※印の欄は、記入しないでください。